

## 平成 21 年度 中小企業知的財産権保護対策事業公募のご案内

日本貿易振興機構（ジェトロ）では、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、現地で侵害調査を実施することにより、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況などの情報を提供し、その侵害調査にかかった費用の一部を助成します。

### 1. 申請方法：

#### (1) 申請の流れ

- ① 申請条件を満たしているかをご確認下さい。
- ② 具体的な被害状況、調査内容についてジェトロ知的財産課までご連絡下さい。
- ③ 申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えてジェトロ知的財産課までご提出下さい。

#### (2) 申請受付期間

2009年4月1日より、随時受付いたします。但し、助成枠が一杯となり次第、締め切りとさせていただきます。

### 2. 提出書類：

- ・ 申請書および添付書類（詳細は別紙2）

※申請書の様式は、ジェトロのウェブサイトから入手することができます。

URL: <http://www.ietro.go.jp/biz/ip/service/>

### 3. 申請条件：

以下の条件を全て満たすこと

#### (1) 申請者が次のいずれかの条件を満たす団体・個人であること。

- ① 中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人（詳細は別紙1）

※複数の中小企業による申請も可。

- ② 個人、もしくは中小企業者としての組合、連合会、団体など（詳細についてはジェトロ知的財産課までお問い合わせ下さい）。

#### (2) 申請者が所有、またはライセンス許諾を受ける権利について次の条件を満たす事。（詳細は別紙3）

- ① 調査対象製品が調査国において申請者の登録済みまたは出願中の特許権、実用新案権、意匠権、商標権の権利に抵触する可能性があること。
- ② 調査対象製品が調査国において申請者が保有している著作権に抵触する可能性があること。
- ③ 調査国において日本の不正競争防止法違反に該当する侵害があり、権利行使をできる可能性が高いこと（模倣品を想定）。

- (3) 調査国における権利侵害の可能性を示す証拠があること（詳細は別紙3）  
※複数の中小企業による申請の場合は、それぞれの企業の権利が侵害されている証拠があること。
- (4) 他の機関から、同様の助成を受けていないこと。
- (5) 2010年2月末までに調査が完了する見込みであること。
- (6) 調査後3年の間に権利行使などの進展があった場合は、ジェトロに対する報告義務を負うこと。
- (7) ジェトロが常に申請者の担当者と連絡を取れる体制にあること。

#### 4. 助成内容：

- (1) ジェトロが委託した外部調査機関（調査会社、法律事務所、特許商標事務所など）の調査費用を対象とする。調査費用には侵害者に対する調査費用や侵害調査に関する鑑定費用を含む。  
※行政取締り、侵害訴訟、輸出入差止め行為などの権利行使に対する費用は含まない。  
※調査機関との打合せなどに伴い発生した申請者の国内外へ出張費、事務費などは含まない。  
※複数国の調査であっても助成可能。  
※前年度の助成内容と、調査対象者、調査対象権利、調査対象製品の全てが重複している調査に関する費用の助成は認められない。
- (2) 原則として1申請者に1申請/年度とし、複数回の申請は認めない。  
※当初計画していなかった事由が生じた場合、変更申請書をご提出いただく場合があります。
- (3) 1申請者あたりの助成金額は調査費用の2/3以内（助成上限額300万円）。

#### 5. 審査方法：

ご提出いただいた書類の内容に基づき、採否の決定を行います。採否の決定までに約3週間かかり、結果については申請者にお知らせします。

#### 6. 調査開始と調査費の支払い：

- ・ 申請者とジェトロが契約を締結した後、ジェトロと調査機関が契約を締結し調査を開始します。
- ・ 侵害調査に係る自己負担分を、調査報告書納品後所定期間内にお支払い頂きます。

#### 7. 注意事項

- ・ ご提出いただいた書類などは返却いたしません。応募の際にご提出いただいた情報に

つきましては非公開とします。

- ・ 調査報告書の内容は原則非公開とします。ただし、調査報告書の納品から一定期間を経過したものについては、匿名で概要を公表する場合があります。
- ・ 侵害調査の内容によっては、ご要望の期間内に完了することができない、もしくはご要望に添えない結果となる場合がありますが、調査費用の自己負担分についてはお支払いいただきます。
- ・ 調査報告書の実効性や証拠力について保証するものではありません。
- ・ 調査費用の円換算にあたっては、ジェトロの規程を適用させていただきます。

8. 書類提出先・お問合せ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）在外企業支援・知的財産部 知的財産課 担当：河野  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階  
電話：(03)3582-5198 FAX：(03)3585-7289 E-mail：[CHIZAI@jetro.go.jp](mailto:CHIZAI@jetro.go.jp)

(別紙1)

1. 中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

- ・ 資本金準備又は従業員基準のいずれかを満足する企業

主たる事業として営んでい る業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、そ の他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（情報サービス業 を含む）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

注1. 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

注2. 法人格のない個人事業者を含む。

注3. NPO法人は含まない（NPO法人とは、「非営利」で規約等がある民間組織をいう。）

ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く。

- ・ 発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有言責任組合を除く）の所有に属している法人（以下、見なし大企業という）。
- ・ 発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の見なし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有言責任組合を除く）の所有に属している法人。
- ・ 発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有言責任組合を除く）の所有に属している法人。
- ・ 役員の総数の2分の1以上を大企業（見なし大企業含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有言責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人。

(別紙2)

添付書類

添 付 書 類	部 数
1. 申請者が中小企業である場合、登記簿謄本の写し又は決算書（営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益決算書の直近のもの） 2. 外国での権利の登録証、出願書類及びその公開／公告公報の写等（※1） 3. 調査国における権利侵害の可能性を示す証拠（サンプル、写真、カタログ、侵害品を掲載したウェブ画面のコピー、取引伝票等）（※2） 4. その他ジェトロから提出の要請があったもの	各1部

申請者が権利の所有者でない場合は、当該申請者がライセンス被許諾者であることを示す書類。

- ・ 添付書類が日本語又は英語以外の言語で書かれている場合は、日本語又は英語の翻訳文の提出を求める場合がある。
- ・ 著作権の場合、登録証などは権利保有が確認できるものに代えることができる。日本の不正競争防止法違反に該当する侵害行為の倍、権利行使を出来をできる可能性を示す資料等の提出を求める場合がある。

(別紙3)

1. 助成条件について

(1) 次のいずれかの条件を満たすこと。

- ① 調査対象となる製品などが調査国において申請者の登録済み又は出願中（※）の特許権、実用新案権、意匠権、商標権の権利に抵触する可能性があること。
- ② 調査対象となる製品が調査国において保有している著作権に抵触する可能性があること。
- ③ 調査国において日本の不正競争防止法違反に該当する侵害行為があり、権利行使をできる可能性が高いこと（模倣品を想定）。

<不正競争防止法違反に該当する侵害行為>

(ア) 調査国において周知である申請者の製品の表示・形態と同一もしくは類似している製品が製造・販売されている場合。

(イ) 調査国において著名である申請者の同一もしくは類似の製品等表示をしている製品が製造・販売されている場合。

(ウ) 申請者の製品の表示・形態と同一もしくは類似している製品が調査国において原産地等を偽って製造・販売されている場合。

(エ) 調査国において申請者の営業秘密が登用され、その営業秘密に基づき同一もしくは類似の製品が製造・販売されている場合。

<対象外の例>

- ・ 不正にドメインを使用する行為、技術的制限手段に対する不正行為、競争者営業誹謗行為等

※出願中の権利については、以下の要件を満たすこと。

- ・ 出願公開又は出願公告等がなされ権利化後に当該期間中の侵害行為に対して何らかの法的救済が可能と認められる状況であること。
- ・ 権利が不成立となる可能性が高いことを示唆する事実が存在しないこと。

<例>

- ・ 特許等について、出願前公知であったことが明らかな場合。
- ・ 商標について、事前調査によって他社の洗顔の権利に抵触していることが判明している場合。

(2) 権利侵害行為の可能性

- ・ 調査国において、当該製品等が製造、販売、輸入、展示されていることを示す可能性が存在すること。
- ・ 申請者は、侵害行為の可能性を示す資料を提出しなければならない。

<例>

- ・ 製品サンプル、写真、取引伝票、カタログ、侵害品を掲載したウェブ画面のコピー、その他権利の定職製を示す資料、事情説明書